離婚届に伴い必要な手続一覧表

項目	手続が必要なとき	届出先•問合先
住所の変更	別居等によって住所が変更になったとき	市民課住民記録係 983-2602
国民健康保険証の記載変更	離婚によって氏、住所、世帯主等が変更になったとき	保険年金課国保係 983-2604 保険年金課高齢者医療係 983-2710 保険年金課国民年金係 983-2606
国民健康保険の加入手続き	社会保険等の扶養をはずれ、国民健康保険に 加入するとき(健康保険等脱退連絡票が必要)	
後期高齢者医療被保険者証の 記載変更	離婚によって氏、住所等が変更になったとき	
国民年金の加入手続き	社会保険等の扶養をはずれ、国民年金に 加入するとき	
年金手帳の記載変更及び 基礎年金番号通知書の再発行	離婚によって氏、住所等が変更になったとき	
年金相談	厚生年金の分割請求についての相談をしたい とき(手続は年金事務所)	日本年金機構 三島年金事務所 973-1166
介護保険証等の記載変更	離婚によって氏、住所等が変更になったとき	介護保険課介護保険係 983-2607
子ども医療費受給者証	離婚によって氏、住所等が変更になったとき 加入保険等が変更になったとき	子育て支援課子ども家庭係 983-2712
児童手当	生計維持者が変更になったとき(所得額等条件あり)	
児童扶養手当	ひとり親家庭等で、18歳以下の児童を養育するとき (所得額等条件あり)	
ひとり親家庭等医療費	所得税非課税のひとり親家庭等で20歳未満の児童を 養育するとき(条件あり)	
幼稚園・保育所等	離婚によって氏、住所、世帯構成員が変更になったとき	子ども保育課子ども保育係 983-2611
障害者手帳 (身体・療育・精神保健福祉)	離婚によって氏、住所等が変更になったとき	障がい福祉課障がい福祉係 983-2612 障がい福祉課支援係 983-2691
障害児福祉手当 特別障害者手当		
障害福祉サービス利用		
特別児童扶養手当	離婚によって氏、住所等が変更になったとき 親権者が変更になったとき	
重度心身障害児・者医療費助成	離婚によって氏、住所等が変更になったとき 加入保険等が変更になったとき 世帯構成員が変更になったとき	
自立支援医療 (更生医療·育成医療·精神通院)	離婚によって氏、住所等が変更になったとき 加入保険等が変更になったとき	
就学援助制度	経済的な理由により、学校生活で必要となる費用の 負担が大きいとき(所得等条件あり)	学校教育課学務係 983-2670
弁護士による法律相談	養育費、面会交流、慰謝料等、離婚に伴う法的な アドバイスを受けたいとき(完全予約制)	市民生活相談センター 983-2621
住民税の申告等 (確定申告・年末調整)	税法上の「寡婦」又は「寡夫」の要件に該当し、申告等を するとき	課税課市民税係 983-2626
自動車、原動機付自転車等 の登録事項の変更	離婚によって、所有者の氏、住所等が変更になったとき 所有者の名義が変更になったとき 【届出先・問合先】 原動機付自転車は課税課庶務係へ、その他は下記へ。 普通自動車・軽二輪・二輪小型 (沼津自動車検査登録事務所 050-5540-2051) 軽自動車(軽自動車検査協会 050-3816-1778)	課税課庶務係 983-2625